

空き家でお困りではありませんか？

富山市空き家等事前相談支援事業補助金のご案内

空き家で迷惑を被ったまたは迷惑を被るおそれのある方
空き家を地域活性化に資する利活用などされる方へ
問題解決に向けた弁護士、司法書士への
事前相談費用の一部を補助します

空き家等で事前相談するとき

■事前相談内容（例）

お隣の空き家の塀が
倒れてきていて困る…



町内会でお隣の空き家を
利活用するため所有者と
連絡がとりたい…

空き家で困っておられる方々

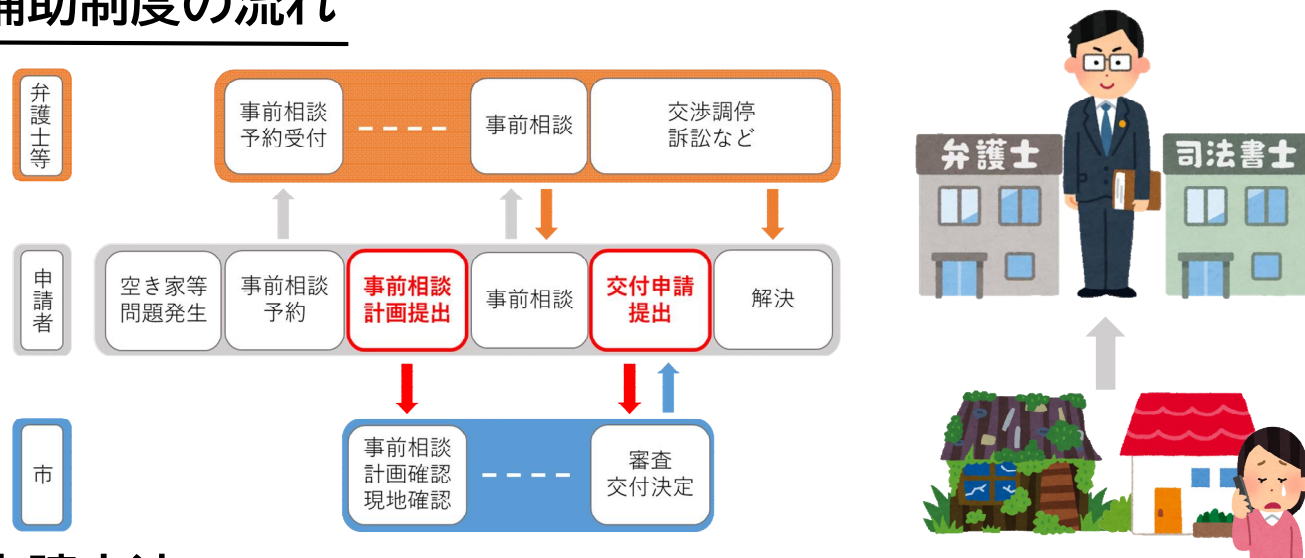
■主な要件

- ・富山市内の空き家等の事前相談であること
- ・富山県弁護士会所属弁護士または富山県司法書士会所属司法書士との事前相談であること

■補助対象経費、補助率、限度額

- ・対象経費：事前相談に係る報酬として支払った費用
- ・補助率：2分の1（上限5,000円/回） 事前相談3回/年まで

補助制度の流れ



申請方法

事前相談の実施前に、事前相談計画書を住宅政策課までご提出ください
事前相談の実施後に、補助金交付申請書と添付書類を住宅政策課までご提出ください

補助金の詳しい要件や申請書類につきましては、ホームページをご覧ください。
担当：富山市 住宅政策課 空き家対策推進班（本庁東館6階） 電話：076-443-2113

協力：富山県弁護士会 電話：076-421-4811
富山県司法書士会 電話：076-445-1576



詳しくはこちらへ